

神石高原町斎場やすらぎ苑利用について

〔申し込み方法〕

● 火葬場利用の場合

神石高原町の住民の方々は、役場本庁住民課、各支所町民課で手続きをしてください。

なお、手術等による四肢、産汚物等の火葬についても、役場本庁住民課、各支所町民課で手続きをしてください。

● 霊安室および葬祭場利用の場合

葬儀および通夜のため利用する場合は、役場本庁住民課、各支所町民課で受付します。

〔利用時間及び利用受付時間〕

区 分		利 用 時 間	利 用 受 付 時 間
やすらぎ苑		午前8時30分から 午後5時まで	利用日の前日の午後5時まで
火 葬 場		午前9時30分から 午後5時30分まで	利用日の前日の午後5時まで
霊 安 室		終 日	利用日の午後5時まで（午後5時までに遺体を搬入できる場合に限る。）
葬 祭 場	葬儀のために 利用する場合	午前9時から 午後4時まで	利用日の前日の午後5時まで
	通夜のために 利用する場合	終 日	利用日の午後5時まで（午後5時までに遺体を搬入できる場合に限る。）

〔やすらぎ苑の休日〕

- (1) 1月1日
- (2) その他町長が定める日

〔御遺体の到着時間〕

● 御遺体の到着時間は火葬時間の30分前となります。

● 火葬時間 申し込み時間を厳守してください。

- ① 9:30～11:30
- ② 10:00～12:00
- ③ 10:30～12:30
- ④ 11:00～13:00
- ⑤ 11:30～13:30
- ⑥ 12:00～14:00
- ⑦ 12:30～14:30
- ⑧ 13:00～15:00
- ⑨ 13:30～15:30
- ⑩ 14:00～16:00
- ⑪ 14:30～16:30
- ⑫ 15:00～17:00
- ⑬ 15:30～17:30

各火葬時間帯の火葬は1体とする。

〔使用料の納付〕

使用料は、神石高原町役場納付書に記載された納入場所により、2週間以内にお支払いください。

〔利用当日の手続き〕

火葬許可証、やすらぎ苑使用許可書等をやすらぎ苑受付に提出してください。

火葬終了後、火葬許可証、やすらぎ苑使用許可書をお返しいたします。

〔持参する物〕

- (1) 火葬許可証・やすらぎ苑使用許可書・印鑑
- (2) 野位牌・遺影・遺骨壺
- 職員・係員に対する心付（チップ）等とはかたくお断りいたしますのでご協力ください。

〔施設の利用〕

- (1) 敷地内での火気使用は厳禁です。
- (2) 待合室の利用については、係員の指示に従ってください。
- (3) 給湯室、待合ホールの利用は自由ですが、湯茶の接待等は「セルフサービス」で行い、備付の茶器類は利用者の責任において、所定の場所へ洗って戻し、係員の確認を得てください。
- (4) 食事等は所定の場所以外ではできません。
- (5) 各施設の利用により発生したゴミ等は利用者の責任においてお持ち帰りください。
- (6) 当施設では係員に従ってください。
- (7) 喫煙は所定の場所で行います。

〔火葬にあたっての注意〕

- (1) 棺の中に入れたドライアイスは、出棺前に取り除いてください。
- (2) 次のものは棺の中に入れてください。
ガラス・瀬戸物・金物類・石製品・水分の多いもの・ビニール・プラスチック・発泡スチロール・厚めの布団・図書類。
- (3) 死亡者が心臓病で体内にペースメーカー等を使用している場合は、係員に申し出てください。

〔使用料金〕

区 分		単 位	町内の者（円）	町外の者（円）
火 葬 場	12歳以上の者	1 体	30,000	60,000
	12歳未満の者	1 体	20,000	40,000
	死産児	1 体	20,000	40,000
	産汚物	1 包	15,000	30,000
	手術等による四肢	1 包	15,000	30,000
霊安室		24時間につき	20,000	40,000
葬 祭 場	葬儀のため利用する場合	3時間につき	60,000	120,000
		3時間を超える1時間につき	20,000	40,000
	通夜のため利用する場合	24時間につき	100,000	200,000
		24時間を超える1時間につき	10,000	20,000
（通夜の途中で霊安室を使用の場合霊安室使用料は無料）				

◎備考：町内の者とは、死亡者または申請者（葬儀を執行する者）が神石高原町の住民票に記載されている者をいう。

不明な点は神石高原町環境衛生課、本庁住民課、各支所町民課またはやすらぎ苑事務所までお問い合わせください。



神石高原町斎場 やすらぎ苑

広島県神石郡神石高原町安田 151 番地 1 (代表番地)

T E L (0847) 82-0378

F A X (0847) 82-0378

神石高原町環境衛生課

広島県神石郡神石高原町小島 2025 番地

T E L (0847) 89-3336

F A X (0847) 85-3394